

岡山県スポーツ推進計画（改訂版）最終案について

岡山県スポーツ推進計画（改訂版）素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づく県民意見の募集を実施し、寄せられた意見等を踏まえて案を取りまとめ、1月25日に公表している。

その案に時点修正を加え、最終案を取りまとめた。

1 パブリック・コメントの状況

- (1) 実施期間：平成29年11月21日（火）～12月20日（水）
- (2) 件 数：10件（4人・4団体）
- (3) 寄せられたご意見と県の考え方

| | 意見等の要旨 | 県の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 基本施策Ⅰ（全般） 生涯にわたって、いきいきと生活できるよう、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動は重要だ。スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、取り組んでいただきたい。 | ご意見を踏まえ、事業実施にあたっては、様々な団体等と連携して進めてまいります。 |
| 2 | 基本施策Ⅰ スポーツを継続して「する」には、ケガや病気の防止、食事、メンタルヘルス等も大切だ。啓発方策、指導者養成、関係機関との連携等について、明記する必要があるのではないか。 | 【P17】 本県の健康づくりを推進する計画である「第2次健康おかやま21」との整合を図ることを記載しており、関係団体とも連携して取り組んでまいります。 |
| 3 | 基本施策Ⅰ ニュースポーツの「情報提供」だけでなく、専門的知識や技能を持つ指導者等を活用しながらの「普及促進」を打ち出した方がよい。健康寿命の延伸やスポーツ未実施者の掘り起こしに対する積極的な姿勢を示せると思う。 | 【P17】 ご意見を踏まえ、【今後の施策展開の方向】において、普及促進について記載します。 |
| 4 | 基本施策Ⅰ 数値目標「成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツを実施する割合」について、なぜ「1日以上」としているのか。国の第2期スポーツ基本計画では、「成人の週1回以上のスポーツ実施率」である。 | 【P18】 国計画は、「スポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁実施）」を根拠としており、県単位のデータは公表されていません。 県計画は、本県分のデータを集計できる「体力・運動能力調査（スポーツ庁実施）」を根拠としており、この調査に沿った表記としています。 |

| | 意見等の要旨 | 県の考え方 |
|----|--|--|
| 5 | 基本施策 I 数値目標「成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツを実施する割合」の目標値の根拠は何か。 | 【P18】 県計画は、「新晴れの国おかやま生き活きプラン」を実施するための個別計画でもあります。生き活きプランでは、その策定時の全国平均を目指すこととしており、県計画もそれに準じているものです。 |
| 6 | 基本施策 I 運動をあまりしない子どもの減少についての数値目標はあるが、具体的に体力を上げていくことについても数値目標に挙げる必要があるのではないか。 | 【P23】 平成32（2020）年度から実施される新小学校学習指導要領においても、運動が苦手な児童生徒への取組が求められていることから、「新体力テストにおける総合評価D及びEの児童生徒の割合」を数値目標とし、得点の低い児童生徒の体力向上に取り組みます。 |
| 7 | 基本施策 II 全国のトップレベルで競うには、競技用器具用具の充実が不可欠だが、高額なため、更新時期を大幅に超えて使うものも多い。県の支援も検討してほしい。 | 【P34】 ご意見を踏まえ、【現状と課題】に現状を記載し、【今後の施策展開の方向】に、器具用具の充実のあり方について検討していくことを記載します。 |
| 8 | 計画の進め方（全般） 個々の取組はわかるが、計画の全体を理解するのは難しい。団体や学校、個人にまで、どのように普及していくのか。 | 全体像は体系図（P.13）でお示ししておりますが、内容をコンパクトにまとめた概要版を作成するなどPR方法を工夫し、普及に努めてまいります。 |
| 9 | 計画の進め方（全般） 計画を展開させるためには、関係者全員が一丸となって取り組めるような県レベルの組織を作つて運営していく時代になっているのではないか。 | 【P50～51】 ご提案のような県レベルの組織の設立までは考えていませんが、県体育協会や県障害者スポーツ協会、市町村や各種スポーツ団体など様々な主体と協働して取り組んでまいります。 |
| 10 | 全体 障害者の表記について、「障害者」と、固有名詞の一部としての「障がい者」が混在している箇所がある。最近の情勢を踏まえて、「障害者」と記載する旨の注意書が必要ではないか。 | この計画においては、固有名詞である「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」及び同団体が認定する「障がい者スポーツ指導員」について、「障がい者」という表記としています。 |

2 国の動向による修正

今年1月16日、スポーツ庁が策定を進めている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の骨子案が示されたのを受け、運動部活動の在り方を検討する旨を追加し、内容を整理するもの。

【P23～25】基本施策Ⅰ

4 学校における体育・スポーツ活動の充実

- ・運動部活動に係る小項目の名称「(3) 運動部活動の充実・推進」を「(3) 運動部活動の改善・充実」に修正。
- ・小項目の【今後の施策展開の方向】に、運動部活動の在り方の検討について追記し、関連項目を整理して記載。
- ・運動部活動加入率の向上について、運動部活動の在り方の検討と関連することや、ガイドラインにおいて、学校単位での活動から地域単位での活動も視野に入れた体制構築が求められる旨の記述もあるため、該当する記載及び数値目標を削除。

